

Title	英国の封建制度
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.10 (1918. 10) ,p.1409(81)- 1429(101)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181001-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181001-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て以て通貨膨脹の源泉を擁塞すると共に、一方には著しき金融の擁塞に依りて産業界の進運を妨ぐるが如き施設を避け大に生産を増加して其増加をば輸出額以上に出でしめ以て大に國內の貨物を潤澤にするの途を講せざる可らず。従つて通貨收縮論に對しては若し其收縮の意義單に膨脹制限に在りとせば吾人敢て疑を挾まざるも、膨脹制限以上更に絶對的に之を緊縮するの意なりとせば吾人は大に疑なきを得ざるなり。

物價の騰貴に對する政策としては種々の方法と議論の存するあれども、そは吾人の此に云はんと欲する所に非ず。吾人の此に言はんと欲するは物價調節の手段としての通貨收縮策に在り。斯策は一見頗る單純なるが如きも少しく結果を顧念する時は如上幾多の疑義を覺えざるを得ず。即ち録して以て大方の教を乞はんとする所以なり。(天正七年九月二十日稿)

## 英國の封建制度

占部百太郎

英國に封建制度の輸入せられしはノルマン征服の結果に外ならず。ウイリアム第一世(戰勝王)が英國の上下に通ずる凡ゆる制度を封建的鑄型に投じて、全然其の政治及び社會組織を改造することを得しは、一國の領土を擧げて一先づ之を彼の手に沒收したる戰勝の賜なりき。下文に述ぶる如く、第拾一世紀の英國に於ては既に封建制度の素地は在りしも、此の素地の上に當時歐洲一般に行はれし封建制度を建設したるはウイリアムの事業なりき。故に英國の封建制度を了解せむと欲せば、須らく先づ歐大陸殊に此制度の母國たる佛蘭西の夫れに遡て研究せざる可らず。

最初佛國に發生して、後漸く歐洲に傳播せし封建制度(Feudalism)の起原を釋ぬ

るに、羅馬文明とチュートン文明の兩要素の漸次化合したる成果と見るを得べし。羅馬法の用益權所有 (Usufructuary ownership) の制度と相待つて、羅馬帝國々境の土地をば軍事的勤務の條件の下に領有を許與せし事は、封建制度の間接の原因を成せるが、其の直接の併かも主要なる原因は、(一)フランク國帝王の下に發展せし知行制度 (System of Beneficiary Grants) の外、(二)古代獨逸民族間に於ける邑長と青年勇士との關係 (註一) の進展と見る可き主從制度の實施に在りしなり。羅馬帝國瓦解後の所謂闇黒時代の無法掠奪は小地主をして堅城鐵壁に據れる大地主に向つて、喜むで各自の自主的所有地 (Allodial land) 即ち自主地を提供せしめたり。斯くて是等の小地主は其の保護を受く可く、推薦 (Commendation) (註二) に依て強力なる隣國領主の臣下となり、改めて新君侯の手より土地を受領せしなり。斯くて闇黒時代の混亂、無秩序が第拾世紀に至て稍鎮靜に歸するや、土地所有權と軍事的勤務とを基礎とする新たなる社會的組織は發生し來れり。當時各國家の二大急務は、其の領土の防禦及び耕作と並びに其の人民をば一の自覺ある社會に結合する事に在りき。封建制度は即ち此の二個の急務を充たしたるものなりき。

封建制度はノルマン征服前歐洲大陸に於ては既に單なる借地制度以上のものなりき。其は政府組織及び人民の法律的並びに社會的關係と緊しく結合して、離す可らざりき。采地 (Fief) 即ち知行の所有者は地方の裁判權を行ひ、本來一代を限りて保有せし采地は、其の領有者の官職と共に、忽ち世襲領と變じ來れり。隨て陪臣を封する所謂『再封建』(Subinfeudation) は自から行はれて、國王より多額の土地を受領する大諸侯は自家の直領として其の幾分を保有したる殘餘の部分をば、彼が國王より受領せしと同様の勤務を條件として、其の臣下即ち陪臣に分配せしなり。地方の總督等は國王より廣大なる知行を受領せし外、多くの場合に於ては、最初より自主地をも領有せしが故、名義上は國王の臣下なれども、實際君主を凌駕するの權力を養ひて、國家内に更らに國家を造るの狀勢を呈せしなり。斯くて臣下たる者は、縱令國王に反對するとも、其の直接の君主に忠順なるの風を養ひ、佛國の封建政治は、バリ侯たる國王と、ブルグンド及びアキタニア等大諸侯との間に於ける爭權の歴史を繰返すに至れり。

(註一) 古代獨逸民族の社會には國王及び世襲貴族の外に、軍人を主とする新貴族即ち

Nobility by service と稱す可き階級ありき。邑長 (princeps or headman) は其の中心にして漸次世襲貴族に代り、平時に於ては行政事務に執筆し、部落が他と戦争する場合には、大將 (duces or war-leader) をば此の階級の中より選舉したりき。各邑長は何れも若き勇士 (comites or warriors) に依て臣事せられ、多くは貴族の子弟たる是等の勇士は平時には邑長と食卓を共にし、戦時には其の馬前に戦死するを以て名譽せられたりき。此の階級こそ即ち獨逸人社会の中堅たりしなり。

(註二) 推薦とは封建社会に於て地主が各自領主を選むで其臣下となる事を謂ふ。

## 二

然らば封建制度とは何ぞや。此の疑問に對しては、上記歐洲大陸に於ける此の制度の起原を簡單に叙述したるのみにては、未だ盡せりと云ふ可らず。英國法制史家の權輿たる故のメートランド教授の與へたる封建制度の定義は、大に吾人をして首肯せしむるに足るものあり。曰く

封建制度とは領主 (lord) と臣下 (man) との関係——領主の方にては臣下を保護し防禦し、臣下の方にては亦領主に對して保護を與へ、軍事上の勤務を含める種々の勤務と尊敬とを拂ふ關係が主要なる社會上の盟約となれる社會状態を謂ふ。此の兩者身上の關係は土地所有權を包含して、決して斷

つ可らず。臣下は領主より土地を領有するが故、其の土地に對する負擔に任じ、領主は土地に對する重大なる權利を有す。而して土地の充分なる所有權は君主と臣下との間に折半せらると云ふを得べし。臣下に對して裁判權を有する君主は臣下の爲に其の枉屈を伸ぶべき裁判所を開く。裁判權は土地に對する私權と均しく領主の財産と看做さる。國家の組織は是等の關係の制度なり。即ち全國の領主として國家の元首たる國王の下に直參即ち直接受領者 (tenants in chief) ありて、是等の直參は更らに陪臣の領主たり。此の如くして、最下級の土地所有者に至る。尙ほ他の裁判所が領主の臣下に依て成立するが如く、國王の裁判所も亦直參の臣下より組織せられ、かくて國王に對する何等か憲法上の牽制力ある限り、其の牽制力は是等臣下の團體に依て行使せらる (註三)

封建制度は即ち一方に於ては、軍事的乃至政治的制度たると同時に、他方に於ては、經濟的乃至社會的組織なりき。然るに此の制度が中世紀に於て特殊の效益ありたる其の次第は、實際上、土地が唯一富源たりし時代に方つて、此の制度は能く各人に向て社會的秩序の眞實なる地位 (即ち身分) を配與したればなり。土地を有せ

ず、隨て領主を有せざる者こそ社會外に驅逐せられたれども、當時未だ土地豊富なりしかば、かゝる階級に屬するの要なかりしなり。都市の漸く發達するに連れて、土地を有せざる新らしき階級發生し、封建制度は爲に變革を蒙るに至れり。佛國にては都市をば自治團(communes)として封建制度内に編入し、各自治團は集合體として、或は領主たり、或は臣下たり得るやう取扱はむとの企畫行はれたれども、英國にては都市は遂に封建制度内に編入せられざりき。之に反し歐洲を通じて、教會の領地は他の俗君主の領土と均しく、封建制度の勢力内に包容せられたりき。僧正及び僧院長等は、其の領有せる土地に對して、國王若くは他の領主に向て忠順を誓約し、而して一方に於ては、寺領を保有せる臣下に對しては、裁判其の他の君權を行使したりき。然るに封建制度の規約に依て保有せられたる寺領の外、軍事的勤務に服せず、單に祈禱を捧げて寄進者の靈魂を慰藉するを義務とせし所謂『自由寄進』(Frank-almoign or free alms)に依て領有せられたる寺領ありたり。英國に於て紀元一二七九年永代寄附禁令(Statute of mortmain)を發布して、教會に土地を寄附する事を禁止したりしは、此の自由寄進の擴大を制遏せむが爲なりき。

(註三) Meiland's Constitutional History of England, pp. 143-4.

## 三

封建制度の起原及び來歴は以上の如し。英國に於ても、封建制度は他の大陸諸國と均しく夙に萌芽を發し、後漸く生長して、第拾壹世紀の頃には既に英國の社會に於ける缺く可らざる要素となりしが、未だシステムとして採用せらるゝに至らざりき。(註四)前に述べたる如く、アングロ・サクソン民族が未だ獨逸に彷徨せし際の邑長と青年勇士との間に於ける關係及び英國に定住せし後の領主(Hlaford or lord)と貴士(Thegnes, Thanes or Gesths)との關係は、封建制度の最も重要なる基礎を成しつゝありき。然るに英國は大陸諸國殊に佛國の如く、羅馬帝國の統治及び羅馬法の影響を受くること少なかりしだけ、人と人との身上の關係は夙に強固なる要素を成せしも、大陸に於けるが如き領土的の關係は其の發達遅々たりき。然も尙はアングロ・サクソン時代の間斷なき戰亂及び社會の無秩序は從來の自由保有者(Freeholder)即ち自主地の所有者をして、續々隣接せる大地主に其の土地を提供して、更めて領主に對する勤務殊に軍事的勤務を盡すを條件として、之を受領せしむ

るに至れり。此の如き趨勢は漸く大諸侯の權力を増大ならしめ、七諸侯の割據時代を現出せしが、結局ウァッセックス侯の英國統一はかゝる趨勢の頂點と見るを得べし。中央集權の勢漸く成りて、第拾壹世紀の初頭に於ては、國王は從來の如く國會に謀らずして、公有地をば臣下に許與するの例を開けり。斯くて漸く再封建と及び推薦との流風は、英國の土地に事實封建的借地法を施行せしめ、自主地の所有者は一部少數に限らるゝに至れり。カニユート及びエドワード「懺悔王」が少數の大諸侯に土地を賦與する政略を探りし爲、封建制度の趨勢は益、助長せられたり。故にノルマン征服なかりしとするも、英國は殆ど歐大陸の夫れと大差なき封建制度を確立せしなる可し。

(註四) 英國は封建制度衰頽したる第拾七世紀の末頃迄この制度の存在に就て自覺する所なりき。ヨークの如き大法學者すら尙ほ且封建制度に就てふ事に就て言及せざりき。始めて此の事に就て英國人を啓發せしはヨークと殆ど時を同うせしスヘルマンナリとす(Maitland's Constitutional History of England, pp. 142-3)

四

ウァリアム戰勝王が封建制度を英國に輸入するや、極めて細心の注意を以てし

たりき。彼は佛國に於ける大諸侯が國王の直領地よりも却て大なる領地を擁し、互に權力を争ひて、國王を傀儡視せし事實に鑑み、併かも彼が反覆常なく最も制御し難かりしノルマン貴族の叛亂を鎮壓せし輓近の苦がき經驗に鑑みて、最初より英國に於ける封建制度の自然の發展を制遏せむとの政策を用ひたりき。ウァリアムは英國の土地を征服するに従ひ、順次之に封建制度を布きしが故(註五)一般に彼を以て英國封建制度の創設者と稱すれども、彼は只だ借地制度として之を創設したるのみにして、決して之を政府の組織として採用せざりき。換言すれば、ウァリアムは英國人の國王として君臨せむと欲し、決して單に封建的領主の地位のみを以て甘むせざりしなり。故に彼は封建制度の凡ゆる長所を利用せるにも拘はらず、其の最大弊害と認められし、諸侯と其臣下との關係即ち陪臣が國王に叛いて、も、直接の領主の爲に戦ひし習慣を打破せむと堅く決心せり。仍てウァリアムは紀元一〇八六年八月一日ソールズベリイ・プレーンに有名なる國會を召集せしが、此の國會には全英國を通じて、土地を所有する者は、其の何人の臣下たるを問はず、悉く集會し來り(其の數六萬人と註せらる)凡べて彼を拜跪して其の臣下となり、如

何なる他の人々を敵とするも、彼に忠順なる可き事の宣誓を爲せり。此の如くウィリアムは凡ゆる英國の地主等を國王と直接の關係に聯結して、封建的理想と共に新たなる國家的理想を實現せしめむと試みたりき。

英國の封建法にては、何人たりとも其の領主の爲に戦ふの義務を負はざれども、國王の爲には、其の領主と共に戦ふの義務ありとせられたるは、ウィリアムがノールズベリイ・プレーンにて國王に直接臣下の宣誓を爲さしめたと同一思想なるは云ふを俟たず。斯くて佛蘭西に於て私闘は法律に於て認められたるに引き換へ、英國にては遂に適法と認められざりしなり。

(註五) ウィリアム戦勝王は英國を征服して後、最初は廣大なる王領地——公有地(royal land)は此の時既に王領地(Terra regis)と變ぜり——の外、ゴドウィン家(ウィリアムに破られて戦死せし英國王ハロルドの家)及び彼に反對して干戈を動かせし者、或は其の嫌疑ある者の領地を悉皆沒收して、一千四百以上の大なる莊園を直領地(Demesne land)として保留し、其の他の土地をノルマン貴族の戦功者に分配せり。ウィリアムが叛逆の徒と認めざりしアングロ・サクソンの土地所有者も、一旦其の土地を戦勝王に奉納し、新たに封建法に據りて、彼の手より許與せらるゝ事となれり。併かも其後英國人は屢、叛亂を起して嚴しく鎮壓せられ、其の都度土地を沒收せられしが、是等の土地は大

概ノルマン貴族に賦與せられ、封建制度は漸次全國に普及せらるゝに至れり。

五

ウィリアムは其の臣下全體に忠順の宣誓を課せしのみを以て未だ足りとせず、アングロ・サクソン朝末路の不振は畢竟中央政府の權力微弱なりしに因れりとなし、之が強固を圖らむと欲せば、無形なる臣下の宣誓以外、物質的にも中央の實力を養成せざる可らずと信じたりき。アングロ・サクソン時代の諸王は國家の收入を徵集するに一定の方法に依らず、其の軍隊組織も無規律にして訓練を缺きしが故、一旦緩急に應じて物の役に立たざりき。國王の裁判も亦終始一貫したる正理を行はざりき。アングロ・サクソンの政治家は、英語の所謂 "muddle through" (どうにか遣る)を以て甘むじたりしなり。ウィリアムは乃ち是等の弊害を匡濟する第一の手段として、中央行政の効果を擧ぐ可く、王室の財源を増大ならしむ可き方策を採りたりき。

ウィリアムの大事業の一と稱せらるゝ『土地測量簿』(Domesday)の編纂は一〇八五—六年有名なるグロスターの國會に於て布告せられたり。ウィリアムは財政

上よりも又軍事上よりも國家の資源を精密に知悉するの必要を感じ、國民が新たな課税を恐れて痛く猜忌したりしにも拘はらず、僅々一ヶ年の短日月の間に北英四州を除ける全英國の土地測量を遂行したりき。各州に就き州奉行以下土地關係者の宣誓に基きて土地の取調を爲さしめ、征服前後に於ける土地の價格、土地保有の條件、借地人の義務、其の他土地に關して詳細に記述したる帳簿を作成せしめたりき。此の土地測量簿に依て、ウィリアムが其の施政に便益を得たるや云ふ迄もなく、今日尙ほ英國習慣法の最も確實なる資料は之に依て求むるを得べし。

ウィリアムは飽く迄も大諸侯の權力を有効に牽制せむが爲、周到なる用意を以てせり。彼は我が徳川家康が大諸侯を操縦せしと同一方策に出で、其の重なる諸侯の封土を英國各地に散在せしめ、何人も一地方に割據して叛亂を企て能ふ程の土地を與へられざりき。此の如き政策は後年王權に反抗せむが爲、諸侯間の聯盟を促がし、人民の援助を藉りて叛亂を企つるの勢を知らず識らず助長せり。『此の如くしてノルマン征服が姑く制遏せし古英國の國會的本能力が復たび覺醒して強固となれり』とフリーマンは評せり。然もウィリアムはエドワード懺悔王の

時英國の保全を破りし大諸侯を廢して、古代英國の慣例に復歸して、太守の一州以上を支配する事を禁じたりき。且ウィリアムは地方制度の確立を期せむが爲州の行政—司法、軍事、財政—は國王の權威を代表したる州奉行(Sheriff)の手に於て執行せしめ、太守は單にThird penny (註六)と稱せし州裁判の收入の分配を得し外、州會に出席せざる事とせり。此の如くして、太守の州民に對する關係は漸次親密を缺き、其の地方の兵力を擧げて國王に向て叛亂を企つるが如き事なきに至れり。戰勝王の執りたる以上の一般政策の除外例と云ふ可きは、チェスター、ダラム、ケントの三宮伯領(Palatine counties)の設置に在り。是等の州内に於ては、太守は直ちに王權を行ふことを得たるが、かく非常の權力を夫れど、太守に與へたるは、ウェールズと、蘇格蘭と、歐大陸とよりの攻撃に對して、王國防禦の任に當らしめむが爲なりき。併かも其の中の二人が僧正なりしは、之を世襲領たらしめむとのウィリアムの細心なる工夫に出でしなり。

ウィリアムは尙ほ一層貴族諸侯の權力を制遏せむが爲、州奉行等をして地方裁判所の權限を擴張せしめたり。州裁判所は太守の出席せざる事となりし爲、(註七)



漸次勢力を失墜し、聯合邑裁判所亦莊園裁判所の増加に連れて訴訟者の數減少せしも、然も尙ほ是等の裁判所は與へられたる範圍内に於て出來得る限り、貴族諸侯の權力を牽制することに力めたり。兎に角是等古來の民主的裁判所が存在せしめてふ事實は英國憲法進展の勢を保持し、大陸に於けるが如き封建制度の割據的傾向を抑制するに與つて、效果ありしや明白なり。

(註六) Third pennyとは未だ裁判權が私有に歸せず、従つて國王の親ら行ふ裁判權以外は凡べて太守に屬せる各州及び各聯合邑裁判所に於ける罰金及び沒收物其の他より生ずる收入の三分の一を謂ふ。

(註七) 國王は太守の地方的權力を制遏せむが爲、州奉行を設けしが、尙ほ各太守の領土内に裁判所を設置する特權を與へて、彼等は州裁判所に出席せざる事と爲せり。

## 六

ウィリアム及び其の子ルーファス(ウィリアム第二世)の治世中漸次確立せられし封建的土地保有の制度(System of Feudal tenure)はチャールス二世の治世の律令に依て廢止に歸したれども、然も封建制度の精神が今尙ほ存在せるは、臣民の手に於ける英國の凡ゆる土地及び不動産は直接若くは間接國王の手より保有せらるる

てふ英吉利法の理論に照らして明かなり。其の他長子相續權を土地の相續に適  
用するが如きも、其の證左とするに足る。仍て以下英國封建法の大要を簡單に説  
明す可し。

ノルマン征服後英國を通じて一切の土地はアングロ・サクソン時代の三重の義  
務(Tinoda necessitas)即ち軍役に服し、城塞、橋梁の修繕費等を負擔せし外種々の義務  
を負擔せしめられたり。是等の義務中最も名譽あるは騎士奉仕(Knight-service)の  
義務なりき。こは國王が其の臣下に采地を許與する代りに、臣下は國王に向て自  
家の軍兵を供給する土地保有制を謂ふ。前に述べたる自由寄進の土地の外、僧正  
及び僧院長等の保有せし土地も凡べて國王に對して、之と同一の義務を負ひたり  
き。

封建君主が土地を借地人即ち臣下に許與するには、一定の親授式(livery of seisin)  
を行ひたりき。かくて土地を授けられて臣下となる者は、無劔無帽恭しく領主の  
前に跪きて、其の兩手の間に自己の兩手を入れ、下の如く宣誓したりき。曰く「余は  
今日以後、身命と有形の崇拜とを捧げて君の臣下となり、君に對して信實忠誠なる

可く、而して余が君より領有したる不動産に對しても敢て違背せず」と。領主は次に其の臣下の類に接吻して忠義の宣誓を承認したりき。陪臣の其の直接領主に對する宣誓も略、之に準じたりき。軍事的土地保有の單位は年收廿磅の土地にして、之を騎士采地(Knight's fee)と稱し、此の資格を有する者は國王に對して自家の費用を以て一年四拾日間軍役に服するの義務ありき。直參の臣下は軍事的勤務の外、一年の三大祭日に國王の宮廷に參内するの義務を負ひたりき。之と同一主義に據りて、諸侯以下の封建君主も各々其の臣下に對して出仕の義務を負はしめたり。

騎士奉仕の土地保有には、以上の外、數多の煩苛なる義務を伴ひしが、ノルマン朝及びアンジュー朝初期の國王等は是等の權利を濫用して、誅求を事とせしが爲、貴族、僧侶の反抗を招き、遂にジョン王に逼りて大憲章を發布せしむるに至れり。

## 七

是等の封建的義務を列擧すれば、(一)御用金 臣下たる者は領主が捕虜となりたるとき、其の領主の身を賠償し、領主の長男が騎士となりたるとき、又は領主の長女

が結婚したるとき其の都度費用を負擔せざる可らず。之を御用金(Aids)と稱し、最初は唯だ臣下に向て期待せられたるのみなりしが、後には當然の義務とせられたり(註八)。(二)采地相續税及び初穂 臣下死去したるとき、其の采地は當然丁年以上の後繼者(註九)によつて相續せらるれども、相續者は其の采地を領有する前に方つて、領主に向て采地相續税(Relief)を拂はざる可らず。ウィリアム・ルーファスの如きは、法外なる采地相續税を課せしが爲、相續者は其實土地を買収するに均しかりしと云ふ。然し通例、騎士采地の相當なる相續税は一百志なりき。尙ほ國王は其の直接受領者の後繼者に對して、采地相續税の外、其の受領地の最初一年の收穫を徴せり。之を初穂(First Fruits)と謂ふ。(註一〇)(三)後見 臣下の相續者若し丁年以下なるときは、領主は後見(Wardship)の名目の下に、何等利得の計算なくして、相續者の身體並びに土地を保管せりき。男子は廿一歳、女子は拾六歳に達し、後見者の手より土地の引渡を受くる權利あれども、其の際采地相續税及び初穂の代りとして、初年の利得の半分を拂はざる可らざりき。(四)結婚 領主は又被後見人婦人なるときは、其の結婚に干涉するの權利を有したりき。被後見人若し領主の推

薦したる男を拒みたるときは、其の配偶者が領主に拂ふ可き金額と同一の金額を領主に納めざる可らず。又若し領主の同意を経ずして結婚したるときは被後見者は結婚費の市價二倍を支拂はざる可らず。這は本來領主が自分に敵意あるか、或は其の好まざる臣下の誓を防遏せむ趣意に出でたるものなれども、後には男子の被後見者にまで適用せられて、國王及び諸侯の誅求の源となるに至れり。(五)土地讓渡の手續料 遺言に依て土地を讓渡す權利はノルマン征服と共に廢止に歸せり。而して其の後當分の間、アングロ・サクソン時代に行はれし現存人の間に於ける土地讓渡しの自由も、相續者の利益上より幾分の制限を受けたるが如し。然るに采地の幾分を讓渡す事は、再封建と共に間接に行はれしが、エドワード一世の時の律令に依て、再封建は禁止せられ、從て直接受領者の場合に於ては、領主より許可を受け、手数料を支拂ふときは、讓渡す事を得るに至れり(註一一)。(六)土地復歸と沒收 臣下に於て適法の相續者を缺くか、若くは重罪乃至叛逆罪に依て土地收益を喪失したる場合には、采地は當然領主に復歸したりき。此の土地復歸(Escheat)の外、重罪の宣告を受けたる者は、別に國王より土地を沒收せらるゝ規定ありたる

が、叛逆罪の場合には、其の人の終身、他の重罪の場合には、一年一日を其の期間とせり。

(註八) 佛國にては、金錢に限らず、鷄、葡萄酒の如き物品を徵せり、英國にても亦然りしならむ。故に御川金の字は稍當らざるなり。

(註九) 女子よりも男子年少よりも年長に相續權ありしこと勿論なり。

(註一〇) 初穂の制度は、羅馬教會に於て僧侶の就職したる時、最初の所得を法王に納めしに基因せり。

(註一一) エドワード一世の Quia Emptores の律令參照。

八

以上采地保有の條件として國王の征戰に従軍せし騎士の外國王に近く仕へて其の旗或は槍を捧持し、又は國王のチャンピオン、バットラー其の他の官職に任じて、國王より直接土地を保有せし者と、國王の森林官、主獵官、鷹匠、厨人等の比較的賤役に服して、均しく直接に土地を保有せし者とありたり。前者を Great Serjeanty と謂ひ、後者を Petit Serjeanty と謂ふ。此の外 Burgoe と稱する一種の都市借地權ありき。古來の都市民が國王若くは他の領主より一定の地代或は勤務を拂ひて領有

せし不動産なりしが、ノルマン征服以後是等の都市は一旦國王の直領となりしも、後其大部分は貴族に分與せられたり。今尙ほ存在する此の借地權は、其の地方の異なるに従ひ、種々習慣上の相違あり。

自由保有借地法 (Tenure in Free Socage or Freehold) とは、原始時代の自主地 (Allodial land) 所有者を代表する者にして、最も一般的の意義に據れば、一定の地代を拂ひ、若くは一年一定の日數間領主の土地を耕す等、規定の勤務に服する土地保有者の謂なり。之を騎士に比すれば、彼の如く名譽の地位に非ずと雖、不定にして曖昧なる勤務に服するの煩なし。自由保有者 (Freeholder) は軍役に服せざるが故、封建の重要なる分子を缺くの觀あれども、尙ほ土地親授の式ありて、國王に對して忠誠の宣誓を爲す場合も在りたりき。騎士と均しく、後年には種々の誅求を受けしも、後見と結婚の負擔は免れたりき。

自由保有者の下に二種の農業勞働者ありて、何れも賃銀の代りに土地を保有せしが、後年の『公簿に依る土地保有者』(Copyholder) 即ち是れなり。純隸民 (Pure Villenage) (註一二) とは領主の命令の儘に如何なる勞役にも服せざる可らざる、即ち前晚に於

て翌朝の仕事を知らざる借地人にして、其の借地の條件は領主の意の儘に決定せられたりき。特權隸民 (Privileged Villenage) とは、賤役なれども一定せる勤務に服する條件にて、國王の直領地を保有する借地人の謂なり。是等の隸民は、其の勤務を適當に盡せる限り、其土地より追はるゝ事なかりき。

(註一二) 古代獨逸の社會には、國王、貴族、新貴族(武人)の外政權を有せざる二個の階級ありき。解放民 (Liberti or freedmen) とは羅馬の農奴 (Coloni) に相當する者にして、家屋及び財産を所有し中には土地を所有せし者もありき。Servi とは眞正の奴隸にして、負債償却の義務を怠り、若くは捕虜となりたる者より成り、賭博者も亦此の階級に屬したり。前者は英國の特權隸民に比す可く、後者は純隸民に似たり。(完)